

## 交渉合意確認事項

平成19年12月26日開催の信州大学理事（人事担当）と信州大学教職員組合との交渉において、下記のとおり合意に至ったことを確認するため、本文書を作成する。

### 記

年次休暇の時間単位での取得について

- ・年次休暇の取得にあたり、当該職員の年次休暇の5日分に相当する時間に限り、時間単位で所得することができるものとする労使協定を、各キャンパスの事業場代表者に提案する。
- ・上記労使協定は、事業場長と事業場代表者との協議により協定の廃止を決定する取扱い及びいずれかの当事者から協議の申出がない場合には有効期間を延長する取扱いとする。

平成20年2月7日

国立大学法人信州大学  
理事（人事担当）

勝山 努



信州大学教職員組合  
執行委員長

奈倉 正宣

